

ここに
注目！

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「改正法情報」で随時更新中
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

労働安全衛生関係

労働安全衛生法に基づく面接指導につき 情報通信機器を用いて行う際の考え方・留意事項について

労働安全衛生法（昭47. 6. 8 法律57. 以下、法）66条の8第1項、66条の8の2第1項、66条の8の4第1項および66条の10第3項の規定において、事業者は、一定の要件を満たす労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければならないこととされている。これらの法の規定に基づく面接指導を、情報通信機器を用いて行うことの考え方と留意事項について示した通達（平27. 9.15 基発0915第5）の一部がこのほど改正された（令 2.11.19 基発1119第2）。

ここでは、同改正に基づき、面接指導を情報通信機器を用いて行うことについての考え方および留意事項に関して解説をする。

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について（令 2.11.19 基発1119第2）

杉山敬太 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 基本的な考え方

法66条の8第1項において、医師による面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと」とされており、医師が労働者と面接し、労働者とのやりとりやその様子から労働者の疲労やストレス等の状況を把握するとともに、把握した情報を基に必要な指導や就業上の措置に関する判断を行うものであるため、円滑にやりとりを行うこ

とができる方法により実施する必要があるとされている。このように、面談の方法は直接対面に限定されていないが、面接指導する医師が必要と認める場合には、直接対面によって行う必要がある。

一方、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合においても、労働者の心身の状況の確認や必要な指導が適切に行われるようにするため、下記に掲げる事項に留意する必要があるとされている。

2. 情報通信機器を用いた面接指導の実施に係る留意事項

[1] 面接指導を実施する医師への情報提供義務、面接指導を実施する医師の要件

事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者が従事している業務の内容や作業環境等に関する情報を提供しなければならない。また、従来よりも面接指導を実施する医師の要件が緩和され、「以下のいずれかの場合に該当することが望ましい」とされた。

- ① 面接指導を実施する医師が、対象労働者が所属する事業場の産業医である
- ② 面接指導を実施する医師が、契約（雇用契約を含む）により、少なくとも過去1年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している
- ③ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、対象労働者が所属する事業場を巡視したことがある
- ④ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、当該労働者に指導等を実施したことがある

[2] 面接指導に用いる情報通信機器の要件

面接指導に用いる情報通信機器の要件として、以下のすべてを満たすことが必要であるとされた。

- ① 面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること
- ② 情報セキュリティ（外部への情報漏洩^{ろうえい}の防止や外部からの不正アクセスの防止）が確保されること
- ③ 労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の

操作が、複雑、難解なものでなく、容易に利用できること

[3] 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法についての要件

情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等については、以下のいずれの要件も満たさなければならないとされた。

- ① 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること
- ② 情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること

[4] 緊急時の体制整備

情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき兆候等を把握した場合に、“労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応する”“その事業場にいる産業保健スタッフが対応する”等の緊急時対応体制が整備されていることが必要とされた。

3. 情報通信機器を用いた面接指導のメリット

対面での面接指導では“移動”という制約があるが、情報通信機器（Zoom等のオンラインツール）を用いた面接指導ではこれが解消されるので、スピーディーな対応を期待できる。また、支社ごとに医師との契約を結んでいる企業では、本社契約の医師の有効活用ができるため、情報通信機器を用いて面接指導を行うメリットが大きいと考えられる。